

一般廃棄物処理基本計画 (概要版)

平成26年3月

東 洋 町

目 次

第1章 一般廃棄物処理基本計画の趣旨.....	1
第1節 計画の趣旨.....	1
第2節 計画の位置付け.....	3
第3節 計画の期間.....	3
第4節 計画対象区域.....	4
第2章 ごみ処理基本計画.....	5
第1節 ごみ処理の実績.....	5
第2節 ごみ処理の評価.....	6
第3節 ごみ処理行政の動向.....	7
第4節 ごみ処理基本計画.....	8
第3章 生活排水処理基本計画.....	26
第1節 基本方針.....	26
第2節 生活排水の排出の状況.....	27
第3節 課題の抽出.....	28
第4節 処理主体.....	28
第5節 生活排水処理基本計画.....	29
第6節 施設及びその整備計画の概要.....	31
第7節 生活排水排出抑制及び再資源化計画.....	32
第8節 し尿・汚泥の処理計画.....	34
第9節 その他の施策.....	37
第4章 災害廃棄物の処理.....	38
第5章 まとめ.....	39

第1章 一般廃棄物処理基本計画の趣旨

第1節 計画の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」において、廃棄物のうち一般廃棄物については、市町村がその処理の統括的な責任を負うことが定められており、市町村は、区域内で発生する一般廃棄物の処理計画を定めなければならない。

「一般廃棄物処理基本計画」は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものである。廃棄物法制における一般廃棄物処理基本計画の位置づけを図1-1-1に示す。

近年の廃棄物処理における動向としては、国の政策において、循環型社会の構築を最優先とする方針が掲げられたことや、一般廃棄物の広域処理化が推進されるようになったことが挙げられる。

東洋町における一般廃棄物処理は、昭和47年度より芸東衛生組合での焼却処理、資源化処理及び最終処分を基本として行ってきた。

その後、安芸広域9市町村で構成される安芸広域市町村圏事務組合において、ごみの溶融処理を行う安芸広域メルトセンターが完成、稼働開始したことにより、平成18年度からは、安芸広域市町村圏事務組合でのごみの溶融処理、芸東衛生組合での資源化処理という処理形態となり現在に至っている。

町のごみ処理行政は、従来から広域処理を行っており、国及び県が掲げる循環型社会形成の推進という方針に則したものである。しかし、国及び県が掲げるごみ減量化目標の達成や廃棄物処理における温室効果ガスの削減、廃棄物処理に関する住民サービスの維持・向上など解決すべき課題がある。

一方、一般廃棄物処理のうち、生活排水処理においては、平成13年度から甲浦地区で公共下水道が供用を開始しており、他の地区では集合処理も視野に入れつつ合併処理浄化槽の設置が推進されている。

本計画は、このような一般廃棄物処理を取り巻く現状を把握し、従来からの循環型社会形成を将来的にも維持推進することにより、東洋町の豊かな自然環境の保全との一助となることを目的として、一般廃棄物処理基本計画の策定を行うものである。

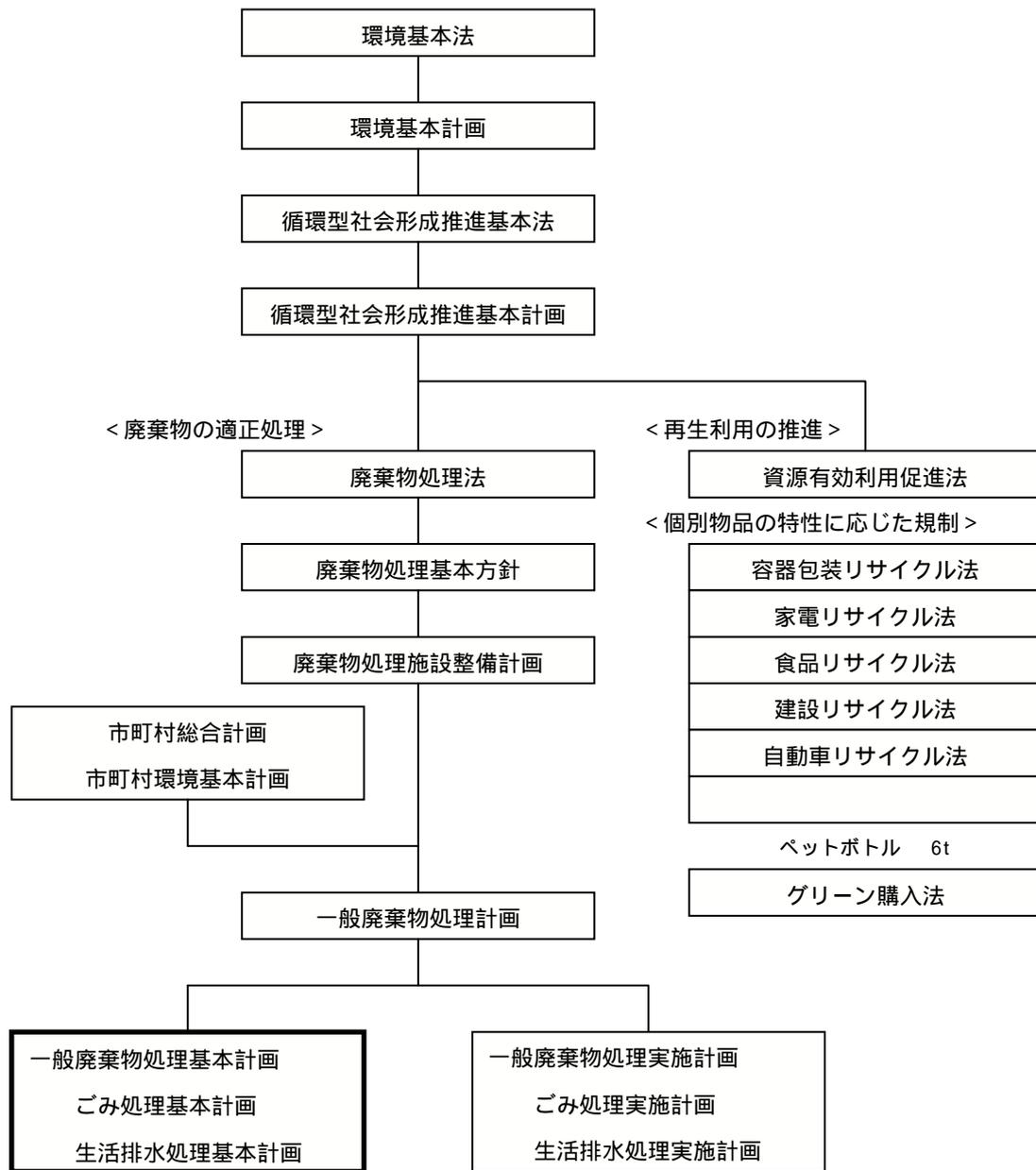


図 1-1-1 廃棄物法制における一般廃棄物処理基本計画

第2節 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法に定める一般廃棄物処理基本計画であるが、東洋町においては、ごみ処理及び生活排水処理基本計画は、町の振興計画における廃棄物処理施設の整備、合併処理浄化槽の設置推進と密接な関係がある。また、生活排水処理基本計画は、合併処理浄化槽の設置に係る「浄化槽整備計画」と関連がある。

また、本計画による将来計画は、ごみ処理実施計画及び生活排水処理実施計画に反映され、さらに広域処理主体である安芸広域市町村圏事務組合及び芸東衛生組合において廃棄物処理に関する計画が策定される場合には、広域処理計画と構成市町村の計画の整合を図るため、相互の関連付けが重要となってくる。

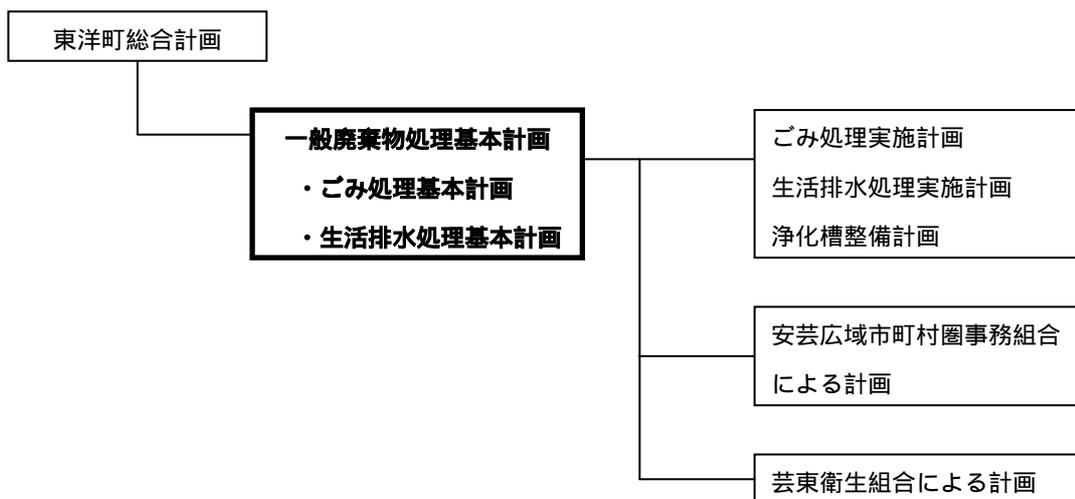


図 1-2-1 本計画と他の計画との関連

第3節 計画の期間

一般廃棄物処理基本計画の目標年度は、平成 26 年より計画を開始し、15 年後の平成 40 年度とする。

また、5 年ごとに中間目標年次を定め、その時の社会情勢や廃棄物処理状況の変化などを考慮し、必要な場合には計画の見直しを行うものとする。

表 1-3-1 一般廃棄物処理基本計画の計画期間及び目標年次

	平成年度															
	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
計画策定年次																
計画期間																
計画目標年次																
中間目標年次																

第4節 計画対象区域

計画対象区域は、東洋町の行政区域全域とする。
東洋町の行政区域を図1-4-1に示す。

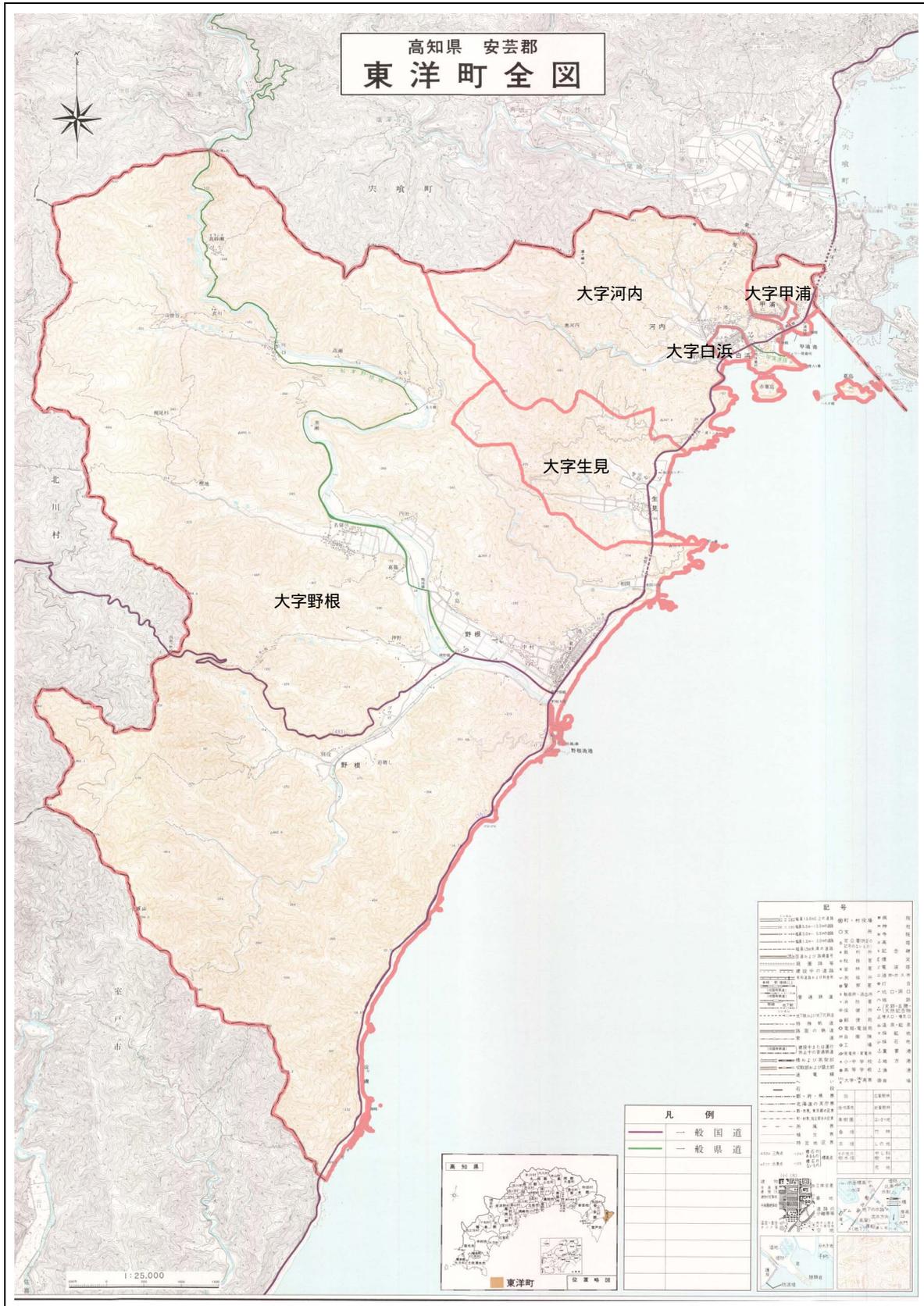


図1-4-1 東洋町行政区域図

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の実績

搬入量及び処理量をもとに平成24年度における東洋町のごみ処理フローを図2-1-1に示す。

計画処理量995t/年は、安芸広域メルトセンターで857t/年、芸東衛生組合で138t/年を中間処理した後、それぞれ中間処理後生成物を資源化している。最終処分量は直接搬入のうちがれき類としているが、平成24年度は0t/年と計上されている。溶融処理後生成物(スラグ、メタル、飛灰)を含む資源化量272tは、処理量に対して27.3%である。

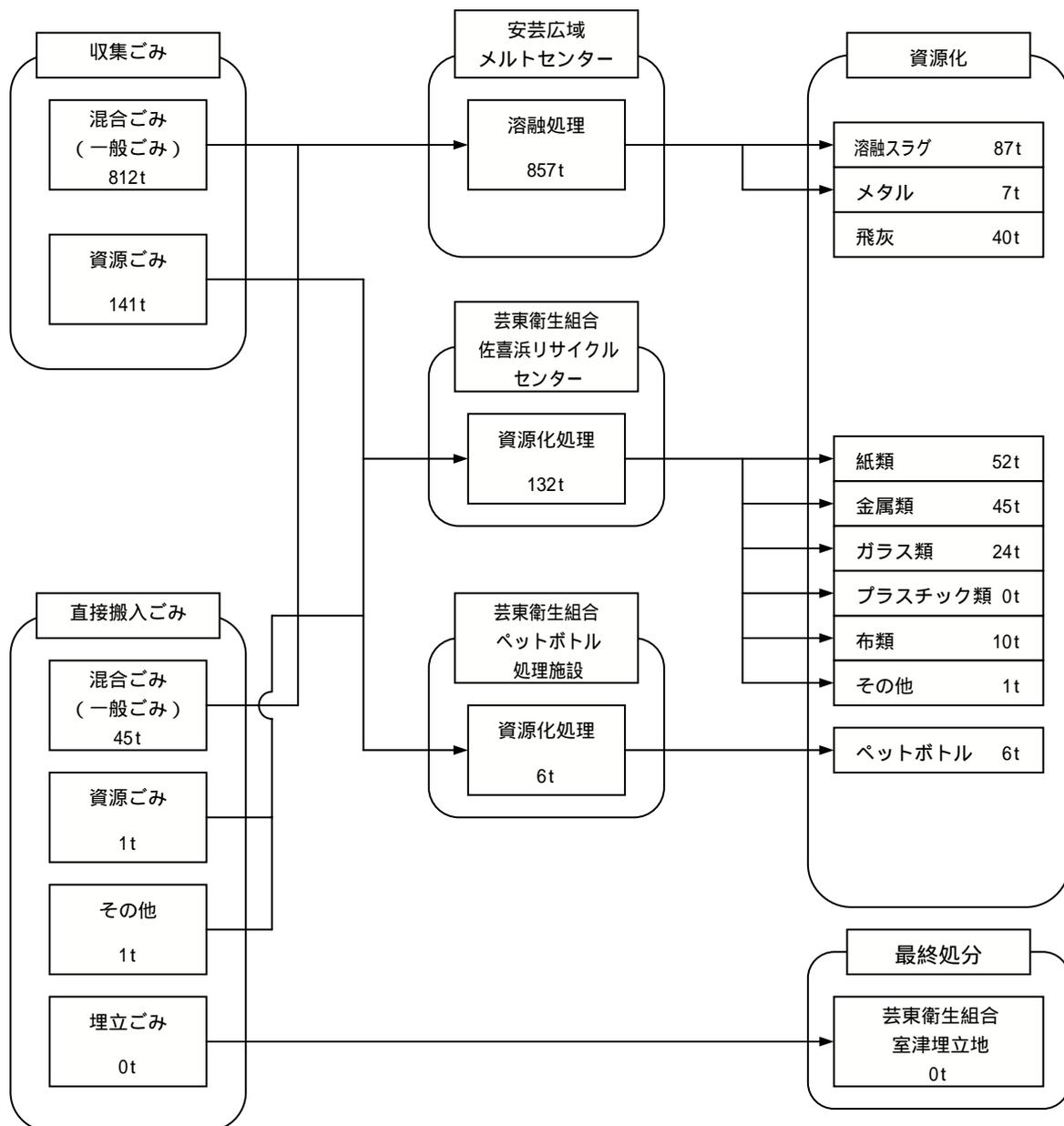


図2-1-1 平成24年度におけるごみ処理フロー

第2節 ごみ処理の評価

東洋町のごみ処理について、「循環型社会形成」、「地球温暖化防止」、「経済性」について、それぞれの指標に基づいて過去の実績をまとめた。

この結果、「循環型社会形成」については、ごみ排出量、資源回収量、最終処分量のいずれも良好な状態であると判断できるが、「地球温暖化防止」については、現状では目標を満足しておらず、「経済性」については、人口1人当たりのごみ処理経費が高知県平均を上回っている点をはじめ、他の指標についても経済的な負担が大きいと見られる。

これは、東洋町が人口規模、経済規模ともに小さい自治体であり、ごみの排出量も少ない。これを平均化した指標で表した場合には、単位当たりの排出量及び費用が非常に大きくなるためであると考えられる。また、安芸広域メルトセンターにおける溶融処理は、溶融対象物が広範囲でごみの分別収集が容易であり、また溶融生成物がリサイクル可能である反面、それまでの廃棄物処理に比べると投入エネルギー量、温室効果ガス排出量、維持管理費用が大きくなるといった点が分析結果から読み取れる。

今後は、分析により明らかになった「エネルギー回収量」、「温室効果ガス排出量」、「処理費用」について、現状からの改善と経済的負担の低減について、安芸広域市町村圏事務組合及び芸東衛生組合、関係市町村等と連携して検討していく必要があるといえる。

表 2-2-1 ごみ処理の評価

指 標		単 位	実績 (平均値)	目標値
廃棄物の発生	1人1日あたりごみ総排出量	kg/人・日	0.928	0.996
再生利用	廃棄物からの資源回収率	t/t	0.286	0.25
エネルギー回収・利用	廃棄物からのエネルギー回収量	MJ/t	-1,623	-
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	t/t	0.02	0.11
温室効果ガスの排出	人口1人1日当たり温室効果ガス排出量	kg-CO ₂ /人・日	0.719	0.305
費用対効果	人口一人当たり年間処理経費	円/人・日	25,139	10,255
	資源回収に要する費用	円/t	132,270	-
	エネルギー回収に要する費用	円/MJ	-21,403	-
	最終処分減量に要する費用	円/t	19,842	-

第3節 ごみ処理行政の動向

1. 国による計画

一般廃棄物に関する国の計画としては、平成15年度より実施されている循環型社会推進基本計画が挙げられる。この計画は、5年ごとに見直しが行われており、現在、「第2次循環型社会形成推進基本計画」が実施されているが、平成25年5月30日には「第3次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定された。

この第2次計画、第3次計画の減量化目標は、本町が今回策定したごみ処理基本計画においても指針としている。第2次計画における平成27年度の減量化目標及び第3次計画における減量化目標を表2-3-1～2-3-2に示す。

表2-3-1 国による平成27年度における一般廃棄物減量化の目標値

項目	目標値	目標年次
1人1日当たりごみ排出量	平成12年度に対し約10%削減	平成27年度
1人1日当たりに家庭から排出するごみの量	平成12年度に対し約20%削減	
事業系ごみの総量	平成12年度に対し約20%削減	

計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた一般廃棄物の排出量を、1人1日当たりに換算
出典：「第2次循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月 環境省）」

表2-3-2 国による平成32年度における一般廃棄物減量化の目標値

項目	目標値	目標年次
1人1日当たりごみ排出量	平成12年度に対し約25%削減	平成32年度
1人1日当たりに家庭から排出するごみの量	平成12年度に対し約25%削減	
事業系ごみの総量	平成12年度に対し約35%削減	

計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた一般廃棄物の排出量を、1人1日当たりに換算
出典：「第3次循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月 環境省）」

2. 高知県における計画

高知県における一般廃棄物処理の計画は、「高知県廃棄物処理計画」に基づいて実施されており、国による計画と同様、廃棄物の排出量削減とともに資源循環型社会への転換を推進しており、平成23年3月には、新たに「高知県廃棄物計画」を策定し、国の計画に準じた平成27年度の一般廃棄物減量化目標を達成すべく施策を展開している。

高知県による実績及び目標を表2-3-3に示す。

2-3-3 高知県一般廃棄物処理計画における目標値（平成23年3月）

項目	目標値	目標年次
排出量	平成19年度に対し10%削減	平成27年度
再生利用量	排出量の25%に増加	
最終処分量	平成19年度に対し約22%削減	

「高知県廃棄物処理計画（平成23年3月 高知県林業振興・環境部）」による。

第4節 ごみ処理基本計画

1. ごみの発生量及び処理量の見込み

1) 人口予測

東洋町の人口の将来予測については、予測式を用いて人口を予測した。

人口の予測結果を表2-4-1及び図2-4-2に示す。

これによると、東洋町の人口は、50～60人/年程度の減少傾向を示しており、計画目標年次における総人口は1,939人となる。

参考に平成22年度国勢調査をもとにした「日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）」における東洋町の将来人口を表2-4-1右欄及び表2-4-2に示す。

年齢区分別人口においては、0～14歳人口及び65歳以上人口の減少は緩やかであるが、一方で15～64歳人口の減少は比較的大きいものとなっている。加齢により人口区分が高い区分へ移行することを考えると、3区分人口における少子高齢化による影響を最も受けるのが15～64歳区分の人口であるといえ、結果的に65歳以上人口比率は増加傾向をたどる。65歳以上の人口構成比率は、計画期間のうちで最も多い平成37年度では50.6%となる。

尚、本予測における総人口の予測結果は、図4-2-1に示すように国立社会保障・人口問題研究所による国勢調査をもとにした予測結果と同様の傾向を示す。

表2-4-1 東洋町の年度別将来人口実績及び予測（平成20年度～平成40年度）

単位：人

区分	年次	総人口	
		本予測	人口問題研究所予測
実績	平成20年度	3,300	
	平成21年度	3,194	
	平成22年度	3,132	2,947
	平成23年度	3,083	
	平成24年度	2,941	
予測	平成25年度	2,888	
	平成26年度	2,812	
	平成27年度	2,739	2,618
	平成28年度	2,667	
	平成29年度	2,597	
	平成30年度	2,529	
	平成31年度	2,462	
	平成32年度	2,398	2,332
	平成33年度	2,335	
	平成34年度	2,274	
	平成35年度	2,214	
	平成36年度	2,156	
	平成37年度	2,100	2,049
	平成38年度	2,045	
	平成39年度	1,991	
平成40年度	1,939		

（計画目標年次：平成40年度）

表 2-4-2 国勢調査をもとにした東洋町の人口実績及び将来人口

区分	年		総人口	年齢区分別人口		
	西暦	平成		0～14歳	15～64歳	65歳以上
実績	2010年	平成22年	2,947	261	1,491	1,195
予測	2015年	平成27年	2,618	202	1,229	1,187
	2020年	平成32年	2,332	160	1,024	1,148
	2025年	平成37年	2,049	132	880	1,037
	2030年	平成42年	1,790	110	744	936
	2035年	平成47年	1,554	98	648	808
	2040年	平成52年	1,347	90	556	701

実績は国勢調査

資料：「日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）平成24年3月」

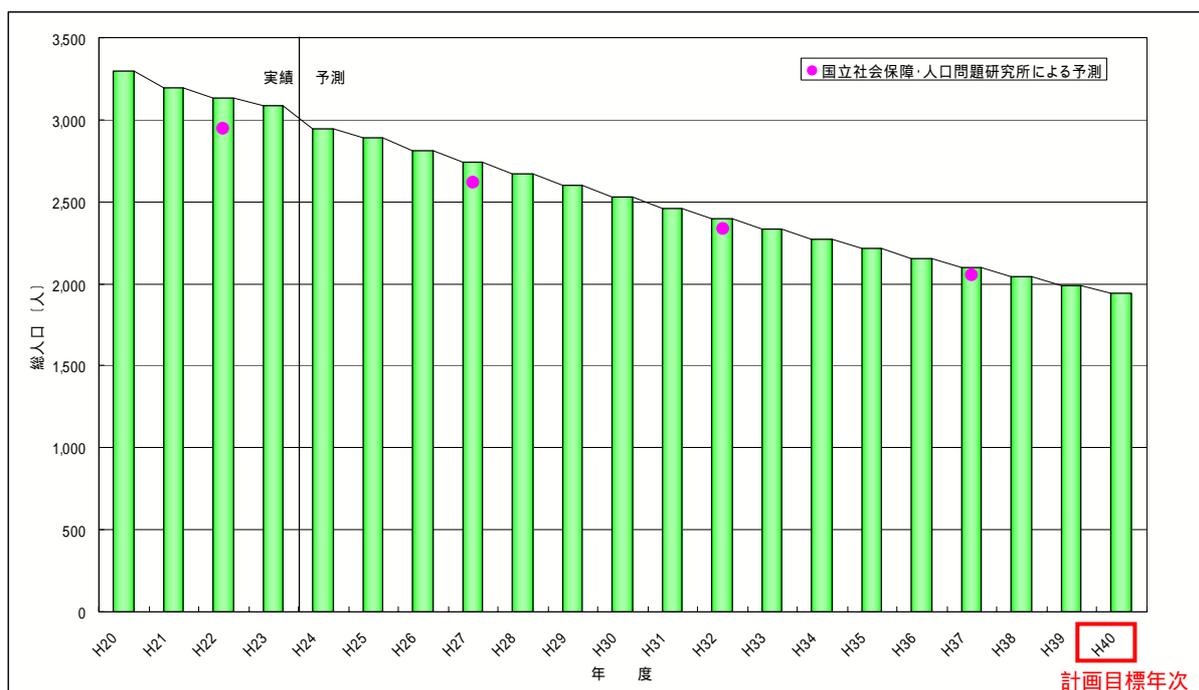


図 2-4-1 東洋町の年度別将来人口予測（平成20年度～平成40年度）

2)ごみ発生量の将来推計

家庭系、事業系ごみの計画収集量及び自家処理量を加えたごみ量の予測を表2-4-3及び図2-4-2に示す。

計画収集量(= 家庭系 + 事業系ごみ量)は原単位が増加すると予測されているが、人口の減少によりごみ量としては、減少傾向を示す。

計画目標年次である平成40年度におけるごみ量は、計画処理量739t/年、自家処理量0t/年の合計739t/年となる。

表2-4-3 東洋町の発生ごみ量予測(平成25年度～平成40年度)

単位：t/年

年 度	発生ごみ量	計画処理量 (排出量)	自家処理量	
			家庭系ごみ + 事業系ごみ	自家処理量
平成25年度	987	986	986	1
平成26年度	968	967	967	1
平成27年度	950	949	949	1
平成28年度	931	930	930	1
平成29年度	914	913	913	1
平成30年度	897	896	896	1
平成31年度	879	878	878	1
平成32年度	863	862	862	1
平成33年度	847	846	846	1
平成34年度	831	830	830	1
平成35年度	815	814	814	1
平成36年度	800	799	799	1
平成37年度	785	784	784	1
平成38年度	769	768	768	1
平成39年度	754	753	753	1
平成40年度	739	739	739	0

各予測値は以下のように算出した。

ごみ量 : 家庭系 + 事業系ごみ量 (計画処理量 + 自家処理量)

計画処理量 : 家庭系 + 事業系ごみ計画処理量 (t/年)

家庭系 + 事業系ごみ計画処理量 : 計画収集人口(人) × 家庭系ごみ原単位(g/人・日) × 365(日)

自家処理量 : 自家処理人口(人) × 家庭系ごみ原単位(g/人・日) × 365日

(計画目標年次：平成40年度)

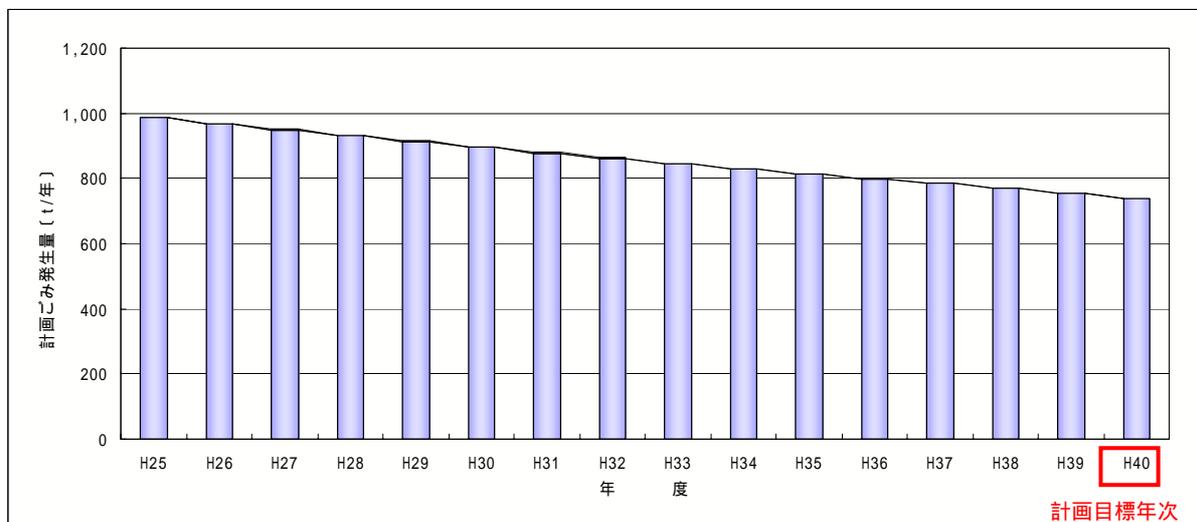


図2-4-2 東洋町の発生ごみ量予測(平成25年度～平成40年度)

3) 国・県における減量化目標値との比較

ア．全体ごみ

全体ごみにおける各指標値と目標値との比較を表 2-4-4 に示す。

平成 27 年度においては、排出量 950t/年（目標値 1,019t/年）再生利用率（資源化率）27.3%（目標値 25%）最終処分量 0t/年（目標値 91t/年）となり、いずれも目標値を満足すると予測される。また、1 人 1 日当たりのごみ排出量 949g/人・日（目標値 1,193g/人・日）となっており、こちらも目標値を満足すると予測される。

一方、平成 32 年度においては、1 人 1 日当たりのごみ排出量 985g/人・日（目標値 994g/人・日）となっており、目標値を満足すると予測される。

表 2-4-4 東洋町の全体ごみ排出量予測における各指標と目標値との比較

年 度	総人口 (人)	計画収集 人口 (人)	自家処理 人口 (人)	全 体										
				発生 ごみ量 (t/年)	目標値 (t/年)	ごみ 排出量 (t/年)	1人1日 当りに 排出する ごみの量 (g/人・日)	目標値 (g/人・日)	資源化量 (t/年)	資源化率 (%)	目標値 (%)	最終 処分量 (t/年)	目標値 (t/年)	
基 準	平成 12 年度	3,904	3,904	0	1,888		1,888	1,325		33	1.7%		77	1,888
	平成 19 年度	3,379	3,325	54	1,134		1,132	918		308	27.5%		117	1,134
予 測	平成 25 年度	2,888	2,846	42	987		986	935		267	27.1%		0	
	平成 26 年度	2,812	2,772	40	968		967	942		262	27.1%		0	
	平成 27 年度	2,739	2,701	39	950	1,019	949	949	1,193	259	27.3%	25%	0	91
	平成 28 年度	2,667	2,630	37	931		930	955		252	27.1%		0	
	平成 29 年度	2,597	2,562	35	914		913	963		246	26.9%		0	
	平成 30 年度	2,529	2,496	33	897		896	971		241	26.9%		0	
	平成 31 年度	2,462	2,431	31	879		878	977		238	27.1%		0	
	平成 32 年度	2,398	2,369	29	863		862	985	994	234	27.1%		0	
	平成 33 年度	2,335	2,308	27	847		846	993		229	27.1%		0	
	平成 34 年度	2,274	2,249	25	831		830	1,000		224	27.0%		0	
	平成 35 年度	2,214	2,191	23	815		814	1,007		222	27.3%		0	
	平成 36 年度	2,156	2,135	21	800		799	1,015		217	27.2%		0	
	平成 37 年度	2,100	2,081	20	785		784	1,023		212	27.0%		0	
	平成 38 年度	2,045	2,027	18	769		768	1,029		208	27.1%		0	
平成 39 年度	1,991	1,975	16	754		753	1,036		204	27.1%		0		
平成 40 年度	1,939	1,925	14	739		739	1,044		199	26.9%		0		

各項目については、以下のとおり算出した。

1人1日当りに排出するごみの量 : (ごみ排出量 (t/年)) ÷ (総人口 (人)) ÷ 365 (日) × 10⁶ (g/t)

資源化率 : (資源化量 (t/年)) ÷ (ごみ排出量 (t/年))

最終処分量 : (直接最終処分量 (t/年)) + (中間処理後最終処分量 (t/年))

排出量目標値 : 平成27年度 (県) 平成19年度比で10%減とする。

1人1日当りに排出するごみの量目標値 : 平成27年度 (国) 平成12年度比で10%減とする。

平成32年度 (国) 平成12年度比で25%減とする。

再生利用量目標値 : 平成27年度 (県) 平成27年度において25%とする (表では資源化率として表記)。

最終処分量目標値 : 平成27年度 (県) 平成19年度比で22%減とする。

(計画目標年次: 平成40年度)

イ. 家庭系ごみ + 事業系ごみ

東洋町では、家庭系ごみ量は計上されているが、事業系ごみ量は平成 19 年度以降計上されていない。これは、事業系ごみがないのではなく、家庭系ごみ量の中に事業系ごみ分が含まれているためである。

そこで、東洋町のごみ量削減目標値については、家庭系ごみ、事業系ごみの国の目標値を合計し、人口で除したものを 1 人 1 日当たり排出量目標値として設定する。

排出量と設定した目標値の比較を表 2-4-5 に示す。

この結果、平成 27 年度では 1 人 1 日当たり排出するごみ量 826g/人・日(目標値 966g/人・日)は目標値を満足するが、平成 32 年度では 856g/人・日(目標値 798g/人・日)と目標値を超過する。

表 2-4-5 東洋町の家庭系ごみ + 事業系ごみ排出量及び目標値との比較

年 度	総人口 (人)	計画収集 人口 (人)	自家処理 人口 (人)	家庭系ごみ		事業系 ごみ	家庭系ごみ + 事業系ごみ				
				排出量 (t/年)	集団回収 ・ 資源ごみを 除く排出量 (t/年)	排出量 (t/年)	排出量 (t/年)	集団回収 ・ 資源ごみを 除く排出量 (t/年)	1人1日 当たり 排出する ごみの量 (g/人・日)	目標値 (g/人・日)	
基 準	平成 12 年度	3,904	3,904	0	1,280	989	608	1,888	1,597	694	
	平成 19 年度	3,379	3,325	54	1,132	952	0	1,132	952	784	
予 測	平成 25 年度	2,888	2,846	42	986	846	0	986	846	814	
	平成 26 年度	2,812	2,772	40	967	830	0	967	830	820	
	平成 27 年度	2,739	2,701	39	949	814	0	949	814	826	966
	平成 28 年度	2,667	2,630	37	930	798	0	930	798	831	
	平成 29 年度	2,597	2,562	35	913	783	0	913	783	837	
	平成 30 年度	2,529	2,496	33	896	769	0	896	769	844	
	平成 31 年度	2,462	2,431	31	878	753	0	878	753	849	
	平成 32 年度	2,398	2,369	29	862	740	0	862	740	856	798
	平成 33 年度	2,335	2,308	27	846	726	0	846	726	862	
	平成 34 年度	2,274	2,249	25	830	712	0	830	712	867	
	平成 35 年度	2,214	2,191	23	814	698	0	814	698	873	
	平成 36 年度	2,156	2,135	21	799	685	0	799	685	879	
	平成 37 年度	2,100	2,081	20	784	672	0	784	672	885	
	平成 38 年度	2,045	2,027	18	768	659	0	768	659	891	
	平成 39 年度	1,991	1,975	16	753	646	0	753	646	896	
	平成 40 年度	1,939	1,925	14	739	634	0	739	634	902	

各項目については、以下のとおり算出した(自家処理量は含まない。)。

1人1日当たり排出するごみの量(集団回収・資源ごみを除く)

$$: \{ \text{家庭系(集団回収・資源ごみを除く収集量)} + \text{事業系(t/年)} \} \\ \div (\text{総人口(人)}) \div 365(\text{日}) \times 10^6(\text{g/t})$$

1人1日当たり排出するごみの量(集団回収・資源ごみを除く)目標値

$$: \text{平成27年度(国)平成12年度比で家庭系20\%減} + \text{事業系20\%減。} \\ \text{平成32年度(国)平成12年度比で家庭系25\%減} + \text{事業系35\%減。}$$

(計画目標年次:平成 40 年度)

4)ごみ量の削減

東洋町のごみ量については、全体ごみについては、国が掲げた削減目標を満足すると予測されているが、家庭系ごみ+事業系ごみの1人1日当たり排出量については、現在の原単位を適用した場合には、平成32年度において国の削減目標を満足することはできないと予測された。

そこで、更なる減量化を達成するよう活動を行う必要がある。

削減目標は、以下のとおりとする。

家庭系ごみ+事業系ごみ削減目標

- ・平成32年度において、家庭系ごみ+事業系ごみの1人1日当たり排出量856g/人・日から798g/人・日となるよう、平成26年度以降目標値を定める。
- ・平成28年度以降は、平成32年度の1人1日当たり排出量を維持する。

5)ごみ量削減目標達成時の将来推計

ア．全体ごみ

ごみ量削減目標達成時における全体ごみの各指標値と目標値との比較を表2-4-6に示す。

削減目標を達成した場合、平成27年度においては、ごみ排出量は、当初予測949t/年より932t/年に（目標値1,019t/年）減少、再生利用率（資源化率）は27.3%より27.5%（目標値25%）に増加、最終処分量は0tで同じ（目標値91t/年）となり、いずれも目標値を満足する結果になる。1人1日当たりごみ排出量は当初予測949g/人・日より932g/人・日（目標値1,193g/人・日）となる。

また、平成32年度における1人1日当たりごみ排出量は、当初予測985g/人・日より928g/人・日（目標値994g/人・日）に減少する。

表2-4-6 東洋町の全体ごみ排出量における各指標と目標値との比較（削減目標達成時）

年 度	総人口 (人)	計画収集 人口 (人)	自家処理 人口 (人)	全 体										
				発生 ごみ量 (t/年)	排出量 (t/年)	目標値 (t/年)	1人1日 当りに 排出する ごみの量 (g/人・日)	目標値 (g/人・日)	資源化量 (t/年)	資源化率 (%)	目標値 (%)	最終 処分量 (t/年)	目標値 (t/年)	
基 準	平成12年度	3,904	3,904	0	1,888	1,888		1,325		33	1.7		77	1,888
	平成19年度	3,379	3,325	54	1,134	1,132		918		308	27.5		117	1,134
予 測	平成25年度	2,888	2,846	42	987	986		935		267	27.1		0	
	平成26年度	2,812	2,772	40	959	958		933		260	27.1		0	
	平成27年度	2,739	2,701	39	933	932	1,019	932	1,193	256	27.5	25	0	91
	平成28年度	2,667	2,630	37	907	906		931		248	27.4		0	
	平成29年度	2,597	2,562	35	882	881		929		243	27.6		0	
	平成30年度	2,529	2,496	33	856	855		926		235	27.5		0	
	平成31年度	2,462	2,431	31	834	833		927		232	27.9		0	
	平成32年度	2,398	2,369	29	813	812		928	994	228	28.1		0	
	平成33年度	2,335	2,308	27	793	792		929		222	28.0		0	
	平成34年度	2,274	2,249	25	774	773		931		216	27.9		0	
	平成35年度	2,214	2,191	23	755	754		933		213	28.2		0	
	平成36年度	2,156	2,135	21	736	735		934		208	28.3		0	
	平成37年度	2,100	2,081	20	719	718		937		204	28.4		0	
平成38年度	2,045	2,027	18	700	699		936		199	28.5		0		
平成39年度	1,991	1,975	16	684	683		940		195	28.6		0		
平成40年度	1,939	1,925	14	666	666		941		190	28.5		0		

各項目については、以下のとおり算出した。

1人1日当りに排出するごみの量 : (ごみ排出量(t/年)) ÷ (総人口(人)) ÷ 365(日) × 10⁶(g/t)

資源化率 : (資源化量(t/年)) ÷ (ごみ排出量(t/年))

最終処分量 : (直接最終処分量(t/年)) + (中間処理後最終処分量(t/年))

排出量目標値 : 平成27年度(県)平成19年度比で10%減とする。

1人1日当りに排出するごみの量目標値 : 平成27年度(国)平成12年度比で10%減とする。

平成32年度(国)平成12年度比で25%減とする。

再生利用量目標値 : 平成27年度(県)平成27年度において25%とする(表では資源化率として表記)。

最終処分量目標値 : 平成27年度(県)平成19年度比で22%減とする。

(計画目標年次:平成40年度)

イ. 家庭系ごみ + 事業系ごみ

ごみ削減目標達成時における家庭系ごみ + 事業系ごみにおける各指標値と目標値との比較を表 2-4-7 に示す。

家庭系ごみについては、平成 27 年度、平成 32 年度において、集団回収・資源ごみを除く 1 人 1 日当たり排出量について、それぞれ平成 12 年度比で 20%、25% の削減を適用し、事業系ごみについては、同じく平成 27 年度、平成 32 年度において、総量をそれぞれ平成 12 年度比で 20%、35% の削減を適用したが、目標値は、家庭系ごみ、事業系ごみの目標値を合わせて 1 人 1 日当たりのごみ排出量（集団回収・資源ごみを除く）として設定した。

尚、平成 32 年度以降は平成 32 年度水準を維持することとする。これにより、平成 32 年度においては、家庭系ごみ + 事業系ごみの 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 798g/日（＝目標値）となる。

表 2-4-7 家庭系ごみ + 事業系ごみ排出量及び目標値との比較

年 度	総人口 (人)	計画収集 人口 (人)	自家処理 人口 (人)	家庭系ごみ		事業系 ごみ	家庭系ごみ + 事業系ごみ				
				排出量 (t/年)	集団回収 ・ 資源ごみ を除く 排出量 (t/年)	排出量 (t/年)	排出量 (t/年)	集団回収 ・ 資源ごみ を除く 排出量 (t/年)	1人1日 当たり 排出する ごみの量 (g/人・日)	目標値 (g/人・日)	
基 準	平成 12 年度	3,904	3,904	0	1,280	989	608	1,888	1,597	694	
	平成 19 年度	3,379	3,325	54	1,132	952	0	1,132	952	784	
予 測	平成 25 年度	2,888	2,846	42	986	847	0	986	847	814	
	平成 26 年度	2,812	2,772	40	958	823	0	958	823	811	
	平成 27 年度	2,739	2,701	39	932	801	0	932	801	808	966
	平成 28 年度	2,667	2,630	37	906	778	0	906	778	805	
	平成 29 年度	2,597	2,562	35	881	757	0	881	757	803	
	平成 30 年度	2,529	2,496	33	855	734	0	855	734	800	
	平成 31 年度	2,462	2,431	31	833	716	0	833	716	798	
	平成 32 年度	2,398	2,369	29	812	698	0	812	698	798	798
	平成 33 年度	2,335	2,308	27	792	680	0	792	680	798	
	平成 34 年度	2,274	2,249	25	773	664	0	773	664	798	
	平成 35 年度	2,214	2,191	23	754	648	0	754	648	798	
	平成 36 年度	2,156	2,135	21	735	631	0	735	631	798	
	平成 37 年度	2,100	2,081	20	718	617	0	718	617	798	
	平成 38 年度	2,045	2,027	18	699	600	0	699	600	798	
平成 39 年度	1,991	1,975	16	683	587	0	683	587	798		
平成 40 年度	1,939	1,925	14	666	572	0	666	572	798		

各項目については、以下のとおり算出した（自家処理量は含まない。）。

1人1日当たり排出するごみの量（集団回収・資源ごみを除く）

$$: \{ \text{家庭系（集団回収・資源ごみを除く収集量）} + \text{事業系（t/年）} \} \\ \div (\text{総人口（人）}) \div 365 (\text{日}) \times 10^6 (\text{g/t})$$

1人1日当たり排出するごみの量（集団回収・資源ごみを除く）目標値

$$: \text{平成27年度（国）平成12年度比で家庭系20\%減} + \text{事業系20\%減。} \\ \text{平成32年度（国）平成12年度比で家庭系25\%減} + \text{事業系35\%減。}$$

（計画目標年次：平成 40 年度）

2. ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

東洋町のごみ量は、人口の減少とともに総排出量が減少傾向をたどると予測された。しかし、集団回収・資源ごみ量を除く 1 日 1 人あたりの排出ごみ量については、平成 32 年度において、国が掲げた目標値（平成 12 年度比で家庭系ごみ 25%減、事業系ごみ 35%減とする。）を上回っており、これを満足することを目標とし、数値目標を掲げることとするが、目標の達成のためには、有効な施策の展開が必要である。

環境省より示されている「ごみ処理基本計画策定指針」においても、「廃棄物については、できる限り排出を抑制し、不適正処理の防止その他環境への負荷の低減に配慮、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、なお、適正な循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を行うこととされており、ごみの排出抑制は最優先に検討されるものである。」とされている。本計画においてもこの方針に基づいた施策を行う。

また、ごみの排出を抑制し、循環的な利用を促進するためには、町民、事業者、村が適切な役割分担のもとでそれぞれが積極的な取組みを図ることが重要である。

そこで、本計画においては、「高知県廃棄物処理計画」をもとに、各対象の役割を以下のような項目を目標として掲げ、ごみの排出抑制、循環型社会への転換を推進することとする。

ア．町の役割

町は、一般廃棄物について処理責任を負うとともに、住民及び行政区域内の事業者にとって最も身近な行政主体であることから、地域の産業や生活等の特性を踏まえて、一般廃棄物の 3R を推進する役割を担っています。

町には次の役割が求められます。

【求められる市町村の役割】

一般廃棄物処理計画に基づき、収集運搬及び処分を効率的に行う。

住民の理解と協力を得て、容器包装、資源ごみ等の分別収集の促進等により循環型システムを推進する。

広域処理圏内の市町村が連携し、ダイオキシン類の削減や効率的なごみ処理体制の整備を図る。

地域住民に対する環境教育の推進に努め、3R に関する適切な情報を提供する。

自ら排出事業者として公共事業や上下水道からの廃棄物の「排出抑制、減量化、リサイクル」に努める。

グリーン購入を自ら実践するとともに、地域住民にも促す。

地域住民と連携し監視活動を行うなど、不法投棄防止対策に努める。

災害廃棄物に関する迅速かつ適正な処理の検討を進める。

出典：「高知県廃棄物処理計画（平成 23 年 3 月 高知県林業振興・環境部）」

イ．住民の役割

住民は、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄の生活様式を見直すことが必要であり、日常生活において3R（リデュース：排出抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の実践に取り組むことで持続可能な循環型の生活様式への転換を図って行くことが必要です。

また、地域においてごみ問題に取り組んでいる団体やNPO等は、行政や事業者等に循環型社会の形成に向けての提言や住民、事業者、行政との連携、協働を進める役割を担うことが期待されます。

住民には次の役割が求められます。

【求められる住民の役割】

「もったいない」という気持ちを大切に、購入した商品は長く使い、故障したときは修理して使うなど、ごみの排出をできるだけ少なくするよう努める。

容器包装廃棄物の排出の少ない商品や繰り返し使用できる商品の選択など、3Rを常に意識した循環型の生活様式への転換を図る。

所有又は管理する土地・建物を清潔に保つとともに、町内会等で実施する資源ごみの集団回収への参加等、行政や事業者が行う3R推進の取組みに積極的に協力、参加する。

ごみを排出する場合には、定められた日に適切に排出するなど市町村の分別収集に協力し、ポイ捨てなどの不法投棄を行わない。

廃家電製品の再商品化等に関する料金の支払いや使用済自動車に係るリサイクル料金の預託等を行う。

グリーン購入、環境ラベル（エコマークなど）商品などの環境に配慮した商品の選択に努める。

ウ．事業者の役割

事業者は、その事業活動に伴って廃棄物を排出しており、このことが環境への負荷を与える原因ともなっています。そのため、排出事業者責任を十分認識し、循環型社会の構築を考慮した事業活動を行う必要があります。

事業者には次の役割が求められます。

【求められる事業者の役割】

環境配慮設計や環境ラベルのある素材の活用など、製品の製造段階での再生原料の使用を心がけるとともに、発生・排出する廃棄物をできる限り少なくするための工夫や技術開発に努める。

製品が廃棄物になったとき、適正な処理が困難とならない商品の製造及び必要な情報の提供等までを視野に入れた環境にやさしい製品づくりに努める。

廃棄物の排出を抑制する事業活動の推進を図るとともに、排出する廃棄物については分別と資源化を促進する。

排出した産業廃棄物を自ら処理しない場合には、適切に委託先を選定し、適切な処理料金を負担するとともに、その処理が終了するまで産業廃棄物管理票（マニフェスト）により確認する。

循環型社会形成に向けた取組みに積極的に協力する。

3. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

「ごみ処理基本計画策定指針」によると、ごみの分別収集の対象とするごみの種類について、標準的な分類方法として「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第一12号 以下「容器リサイクル法」という。）」をもとにした類型～が表2-4-8の内容で示されている。

東洋町において、現在の一般廃棄物分別区分は、「混合ごみ（一般ごみ）」、「資源ごみ」である。現在の町の分別区分と代表的な品目、分別頻度について、表2-4-9に示す。

これらは、町のごみ処理方法に従った分別区分であり、「混合ごみ」については、安芸広域メルトセンターでの溶融処理、「資源ごみ」については、芸東衛生組合佐喜浜リサイクルセンター及びペットボトル処理施設での資源化処理を行う。また、収集対象品以外の直接搬入のごみ等については、収集ごみに準じた処理区分としているが、処理量としては計上されていないがれき類などの直接埋立処分を芸東衛生組合で行っている。

資源化処理では、「紙類」、「カン」、「びん」、「ペットボトル」、「布類」となっており、また、廃食油を回収し、バイオディーゼル燃料として、町福祉バスに利用している。

このため、本町の分別収集方式を表2-4-8に示す標準的な類型に当てはめると、プラスチック類を分別していない点を除く、類型となり、比較的高い水準の分別区分を行っていることとなる。

現在のごみ分別収集形態は、平成18年度より本格的に実施したものであり、当面はこの形態を維持していくが、法令等の改正により新たな分別区分等が必要になった場合には、分別収集区分を見直すものとする。

また、プラスチック製容器包装の分別回収については、現在一般ごみとして溶融処理しているが、これらの分別回収は、溶融ごみ量の削減や資源回収率の向上につながることから、今後検討していくこととするが、分別区分の改訂による住民負担の増加やごみの発熱量の減少による燃料消費量の増加などの課題点も併せて考慮する必要がある。

表 2-4-8 ごみの標準的な分別収集区分

類型	標準的な分別収集区分		
類型	資源回収する容器包装	-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する。
		-2 ガラスびん	
		-3 ペットボトル	
	資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		
	燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）		
	燃やさないごみ		
	その他専用の処理のために分別するごみ		
粗大ごみ			
類型	資源回収する容器包装	-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要）。
		-2 ガラスびん	
		-3 ペットボトル	
		-4 プラスチック製容器包装	
		-5 紙製容器包装	
	資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		
	燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）		
燃やさないごみ			
その他専用の処理のために分別するごみ			
粗大ごみ			
類型	資源回収する容器包装	-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要）。
		-2 ガラスびん	
		-3 ペットボトル	
		-4 プラスチック製容器包装	
		-5 紙製容器包装	
	資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		
	資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス		
燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）			
燃やさないごみ			
その他専用の処理のために分別するごみ			
粗大ごみ			

「ごみ処理基本計画策定指針(平成 20 年 6 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)」

表 2-4-9 東洋町における分別収集区分

区分	ごみの具体例	排出方法	収集頻度	
一般ごみ	残飯類・紙おむつ・生ゴミ・紙くず・生理用品・小枝・プラスチック・テープ類・ビニール類・割れた食器・ゴム靴等 以下の規格を超えるごみは大型粗大ごみとして収集 木・プラ製品 : 一辺 80cm 以上、三辺 150cm 以上 硬い物 : 一辺 25cm 以上、重量 3kg 以上 角材、塩ビパイプ : 太さ 10cm 以上、長さ 80cm 以上 束ねたもの(竹・木・アコーディオンカーテン・ブラインド等) : 太さ 10cm 以上、長さ 80cm 以上 薄く、柔らかいもの(シーツ、毛布、布団等) : 袋・ひも等で固定し、広がらない状態	10kg/袋以内、3kg/個以内 指定袋 (大: 500 円/10 枚) (小: 400 円/10 枚) に入れる	3 回/週 (月曜日・水曜日・金曜日) 東洋町全域	
資源ごみ	紙類・	新聞紙・雑誌・ダンボール・紙パック等	2 回/月 第 1・第 3 火曜日: 甲浦 第 2・第 4 火曜日: 野根	
	布類	汚れていない衣類・着物・タオル・皮革衣類等		ヒモで十字に縛る。
	金属類	自転車・ブリキ・トタン類等の金属製のもの		トタン・ブリキ類は 120cm 以内に切り出してヒモで束ねる。
	びん類	生びん(一升びん・ビールびん・牛乳びん等)、駄びん(透明・茶・その他)、ガラスびん等		生びんは販売店に返却 その他のびんは透明・茶・その他に分けて出す。
	ペットボトル類	飲料用、酒類、焼酎、みりん、しょう油等のペットボトル容器類		専用袋に入れる。
	缶類	スチール缶・アルミ缶・スプレー缶、飲料用缶、のり・茶・ミルク缶など	空き缶専用かごに入れる。	1 回/週(木曜日) 東洋町全域
有害ごみ	乾電池、蛍光管、電球、体温計など	水銀体温計、乾電池は透明ポリ袋に入れる。 蛍光管は購入時のダンボールケースに入れるか透明ポリ袋に入れる。	2 回/月 第 1・第 3 火曜日: 甲浦 第 2・第 4 火曜日: 野根	
大型粗大ごみ	タンス、机、長いす、ソファなどの一般ごみ指定袋に入らないもの	町が自宅で収集 町指定シールを購入し、貼付け	1 回/週(金曜日) 8:30~9:30 電話予約により戸別収集	
収集しないごみ	埋立ごみ	瓦、ブロック、土砂など	室津埋立地に直接搬入	
	テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ式)・エアコン・洗濯機・冷蔵庫・冷凍庫・衣類乾燥機		佐喜浜リサイクルセンター(自己搬入)又は電気店に引取り依頼	
	タイヤ・ホイール・バッテリー		販売店に相談	
	消火器		消防署にて引取り(手数料 500 円)	
	パソコン		パソコンメーカーによる回収	
充電式電池		販売店の回収ボックスに		

「東洋町分別区分ブック」より一部抜粋ほか東洋町による。

4. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

4-1 収集・運搬計画

ア．収集形態

現在の収集形態は、収集車輛によるステーション回収を行っている。収集車輛は4t ダンプ車1台、4t パッカー車1台、3t パッカー車2台である。

収集区分としては、中間処理方法に沿った形で行っており、今後の法令等の改正により新たな分別品目が設けられた場合には、これを見直すこととする。

また、収集対象以外の大型ごみや一時大量物などは、基本的に個人が有料で処理施設に直接持ち込む又は町に収集を直接依頼することになっている。

イ．収集回数

収集回数は、一般ごみが週3回、資源ごみが2回/月であるが、資源ごみのうち缶類は1回/月である。また、粗大ごみを週1回依頼を受けた住民に対し、戸別収集を行っている。

頻度としては、現在問題は生じていないことから、今後も現状の収集回数を維持することとするが、収集量の変化や住民、事業者の要望があれば頻度の変更を行うこととする。

表 2-4-10 収集回数

区分		収集頻度
一般ごみ		3回/週 (月曜日・水曜日・金曜日) 東洋町全域
資源 ご み	紙類・ 布類	2回/月 第1・第3火曜日：甲浦 第2・第4火曜日：野根
	金属類	
	びん類	
	ペットボトル類	
	缶類	1回/週(木曜日) 東洋町全域
有害ごみ		2回/月 第1・第3火曜日：甲浦 第2・第4火曜日：野根
大型粗大ごみ		1回/週(金曜日) 8:30～9:30 電話予約により戸別収集

ウ．収集体制

現在のごみ収集体制は、平成 24 年度現在は直営で行われているが、収集業者は 3 業者が収集運搬許可を受けている。

当面はこの収集体制を維持することとするが、東洋町は地区間が離れているため、収集経路が長大なものになる。

今後は人口の減少によるごみ量の減量が予測され、人口の少ない集落については、収集ステーションの統廃合を含め、収集体制の整備が必要になる場合が考えられるが、この場合には町民への負担を可能な限り低減することを第 1 に考え、従来の行政サービス水準を維持するよう計画する。

表 2-4-11 収集運搬体制

業者数	- (直営)
収集運搬車両台数	4 台 (4t ダンプ車×1 台 4t バッカー車×1 台 3t バッカー車×2 台)

4-2 中間処理計画

中間処理計画としては、既存の中間処理方式である安芸広域メルトセンター及び芸東衛生組合ペットボトル処理施設及び佐喜浜リサイクルセンターを中心とした広域処理を行う。

安芸広域メルトセンターにおける処理量と芸東衛生組合における処理量を表 2-4-12 に示す。

全体量は人口の減少及び削減目標の達成により、大きく減少することとなるが、表 2-4-12 に示す予測値を目標とし、溶融処理量の削減と再資源化量の維持に努める。

表 2-4-12 安芸広域メルトセンター及び芸東衛生組合における処理計画量
(削減目標達成時 平成 25 年度～平成 40 年度)

単位：t/年

年 度	安芸広域 メルトセンター 処理量	芸東衛生組合処理量					
		紙類	缶類	ガラス類	ペット ボトル	布類	
平成 25 年度	851	135	51	44	24	6	10
平成 26 年度	826	132	50	43	23	6	10
平成 27 年度	801	131	49	43	23	6	10
平成 28 年度	779	127	48	42	22	6	9
平成 29 年度	756	125	48	41	22	5	9
平成 30 年度	734	121	46	40	21	5	9
平成 31 年度	712	121	46	40	21	5	9
平成 32 年度	693	119	45	39	21	5	9
平成 33 年度	677	115	44	38	20	5	8
平成 34 年度	660	113	43	37	20	5	8
平成 35 年度	642	112	42	37	20	5	8
平成 36 年度	625	110	42	36	19	5	8
平成 37 年度	610	108	41	35	19	5	8
平成 38 年度	594	105	40	34	18	5	8
平成 39 年度	579	104	39	34	18	5	8
平成 40 年度	566	100	38	33	18	4	7

計画目標年次：平成 40 年度

4-3 最終処分計画

東洋町では、町内に一般廃棄物の最終処分場はなく、最終処分が必要なものについては、芸東衛生組合室津埋立地で最終処分を行っているが、最終処分の対象となるのは、一般家庭より排出されるがれき類に限られており、その他については、可能な限り最終処分を行わない方針である。

最終処分場の新規建設が困難で、全国的にも最終処分場の残余容量が逼迫している現状にあっては、現在の最終処分場を長期にわたり使用することができるよう埋立対象物の減量化に努める。また、周辺環境を汚染するような廃棄物の埋立は行わないものとする。

但し、現在中間処理を行っている廃棄物が最終処分を行わなければならない事態になった場合（考えられる事態としては、安芸広域メルトセンターにおける溶融処理が困難となった場合など）には、適正な中間処理施設への協力と同時に適正な最終処分の委託を検討する。

5.ごみの処理施設の整備に関する事項

5-1 ごみ処理施設の広域化

東洋町のごみ処理については、安芸広域市町村圏事務組合、芸東衛生組合で処理しており、分別収集区分のすべてのごみを広域処理している。

溶融処理中心のごみ処理は、費用面での負担が大きいことから、今後は処理費用の軽減について、他の市町村とともに検討する必要がある。また、広域処理については、施設の長寿命化、延命化の観点も考慮した検討が必要になる。

5-2 町内のごみ処理施設整備

溶融処理、資源化処理といった中間処理施設が広域処理施設として整備されている現状において、東洋町単独で新たなごみ処理施設を整備するのは、費用面、体制面でも非効率であり、国、県においても広域処理を推進している現状にあっては、町単独の処理施設を整備する必要性はほとんどない。

従って、一般廃棄物処理施設の整備については、当面は、現状を維持することとするが、ごみの排出量抑制の一方で、リサイクル率の維持、向上及び収集運搬効率の向上に向けた取組みを実施していく。

6.その他ごみの処理に関し必要な事項

6-1 家庭系ごみ、事業系ごみの明確化

東洋町では、家庭系ごみと事業系ごみの収集は、収集日を区分して収集しているが、収集量が明確に区分されていない。

今後のごみ処理に対する施策は、主に排出抑制を基本として展開していくが、その一方で、資源化率を向上させることも検討する必要がある。これらは、ごみ処理にかかる町負担とともに、住民、事業者の経済的負担の軽減にもつながるが、ごみの中でどのような品目の排出を抑制していくかを検討する必要がある。そのためには、現在明確に区分されていない家庭系ごみ、事業系ごみ量を把握する必要がある。今後は、収集段階でのそれぞれのごみ量を把握できる体制を整備し、実態に合ったごみ排出抑制施策及び資源化率向上のための施策を検討する。

6-2 収集区分の徹底と資源化率の向上

現在東洋町では、全処理ごみ量のうち資源ごみとして約 27%を回収しているが、一般ごみとして安芸広域メルトセンターに持ち込まれるごみの中に缶類、びん類が混入するケースが見られる。これらは、スラグ、メタルとして回収されるが、本来の区分では、資源ごみとして回収されるものである。

今後は、一般ごみに混入する資源ごみを減らし、資源化率を現在よりも向上させるため、排出者である住民、事業者への理解と一層の協力を求める。

6-3 廃棄物減量化等推進協議会及び廃棄物減量化等推進員

本計画における廃棄物の減量化の維持及び削減計画を実効あるものとするため、廃棄物減量化等推進協議会及び廃棄物減量化等推進員の制度の積極的な活用を検討する。

6-4 事業者の協力

本計画で目標とすること量のごみ量の削減は、家庭系ごみについてであるが、過剰包装の抑制など事業者の協力が不可欠であるため、本計画の目的や東洋町のごみ排出量の実態について、理解と協力を求め、行政と一体となった施策を検討する。

6-5 不適正処理、不法投棄対策

現在、ごみの不法投棄は顕在化していないが、ごみの不法投棄の撲滅は、東洋町の観光資源である自然環境保全の観点から必要な施策である。

現在、観光客のマナーが原因によるごみ問題は顕在化していないが、近年の観光・イベント等への町外からの入込客の増加等が不法投棄の発生につながらないよう、行政、住民等のネットワークを通じて不法投棄を監視し、不法投棄が発見された場合には、これを速やかに除去し、適正な処理を行うよう努める。また、観光客等のマナー向上のため、イベント・観光施設関係者への協力を求める。

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 基本方針

1. 生活排水処理に係る理念、目標

生活排水処理の目的は、し尿及び炊事、入浴、洗濯等の日常生活により生じる排水を処理施設で浄化した後に放流することによって、排出先の公共用水域への環境負荷を低減することにある。

東洋町は地域の大部分を山林が占めているが、主要な生活圏は海岸に面した地域に点在している。特に甲浦、野根という町の水産業拠点では、住民の生活及び生産活動に伴う排水による漁港周辺の海域の水質悪化が懸念される。また、近年では、良好なサーフスポットとして白浜海岸等の知名度が全国的なものとなり、レジャー・観光客も多く訪れるようになったが、海域の水質の悪化は、これらの観光資源に大きな影響を及ぼすことになる。

このように東洋町の生活及び産業は、本来の豊かな自然環境が基盤にあることから、この自然環境を将来に渡って保全するため、生活排水の処理による公共用水域及び周辺環境への汚濁負荷低減は町にとって重要な課題である。

2. 生活排水処理施設の基本方針

東洋町では、生活排水処理を各地区の特性に応じて集合処理、個別処理のいずれかを適用し、生活排水処理率の向上を図ることとする。

集合処理としては、甲浦地区において、生活排水等による小池川や白浜海水浴場の水質悪化を抑制するため、平成13年度より同地区での公共下水道の供用を開始している。

その他の地域については、戸別処理である合併処理浄化槽の設置を推進しており、町による助成制度も設けている。

また、野根地区においても、将来集落排水処理の構想を設けているが、町、利用者の経済的負担や今後の社会情勢の変化を考慮し、状況に適した処理方法を採用する。

従って、東洋町の生活排水処理施設の基本方針は、甲浦地区における下水道の普及促進とともにその他の町全域における合併処理浄化槽の整備促進とし、これら生活排水処理施設の整備による生活環境及び自然環境の保全とする。

3. 計画目標年次

本計画の目標年次は、平成26年度を初年度とした15年後の平成40年度とする。

第2節 生活排水の排出の状況

各家庭及び施設において発生するし尿及び生活排水は、合併処理浄化槽において処理されることが望ましいが、合併処理浄化槽が未設置の場合には、し尿は便槽に貯留されるか、または単独処理浄化槽において処理される一方、生活排水は無処理のまま公共用水域に排出される。

また、し尿及び浄化槽汚泥については、芸東衛生組合で処理を行っている。芸東衛生組合相間衛生センターでは、好気性消化処理を行った後に海域に放流される。処理の過程で発生した汚泥は同施設内で乾燥、焼却処理されるが、最終的には安芸広域メルトセンターにて他の一般廃棄物とともに溶融処理される。安芸広域メルトセンターからは溶融スラグ・メタルが生成され、建設資材等に利用されている。

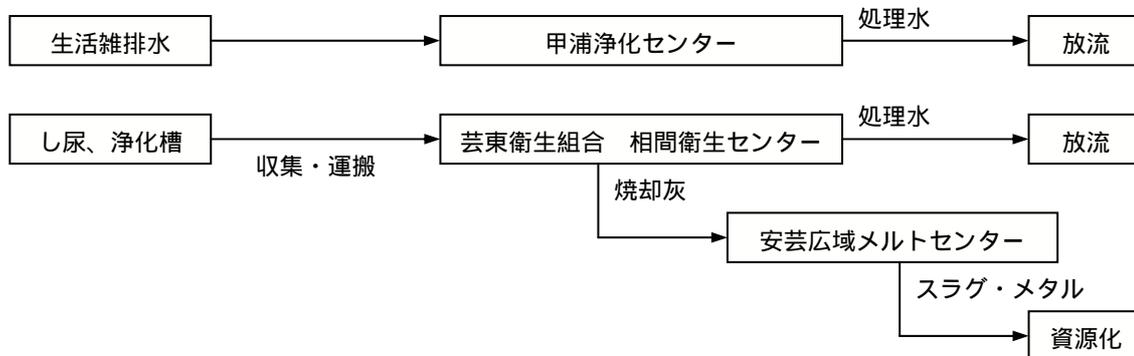


図 3-2-1 東洋町の生活排水処理の流れ

第3節 課題の抽出

東洋町における生活排水処理施設として推進しているのは、甲浦地区の下水道処理及び合併処理浄化槽の設置である。

合併処理浄化槽については、合併処理浄化槽は他の生活排水処理施設に比べて設置が比較的容易であり、処理効果の実証されている一方、下水道やコミュニティプラントという集合処理は、ある程度住居が集まって街区を形成しているような場所に適しており、東洋町では、甲浦地区でまとめた処理地域を設定しているが、他の集落の住居数が限られるような地域での適用は、下水幹線の整備延長が大きくなる反面、加入者数が限られてくると、事業として町の負担が大きくなるというデメリットがある。このため、そのような地域では、個別処理である合併処理浄化槽を設置したほうが、住民、町ともに負担が少なく済むというメリットがある。

合併処理浄化槽における課題は、設置主体となる住民の協力である。東洋町が推進している合併処理浄化槽の設置は、合併処理浄化槽を設置する個人に対して助成する市町村に対し、国が交付金を交付する「浄化槽設置整備事業」に基づいたものであり、浄化槽の設置は費用を各町村が助成するが、設置するのは住民であり、設置基数は住民の必要量に依存する。これは平成24年度における東洋町の合併処理浄化槽比率13.3%では全国の合併処理浄化槽比率11.2%を上回っているが、水洗化率では、全国が92.6%に対し、東洋町62.1%に留まっている現状にも表れている。

今後も住民主体ではあるものの、下水道地域以外では、「浄化槽設置整備事業」を利用し、合併処理浄化槽の設置による水洗化率及び合併処理率を向上させるため、今後も普及啓発活動を行い、住民に対し、生活排水処理への積極的な理解と協力を求め、既存のくみ取り便槽や単独浄化槽からの合併処理浄化槽への転換を促進する。

第4節 処理主体

東洋町の主要な生活排水処理である浄化槽（合併、単独）の処理主体は、設置者（住民及び建築物所有者）である。また、甲浦地区での下水道処理は、町が主体となって実施する。

また、し尿と浄化槽汚泥の処理については、芸東衛生組合が主体となって処理を行う。

これらの処理主体については、各施設を適正に維持管理を行い、地域の環境保全のために放流水質を良好に保つことが求められる。

表3-4-1 東洋町における生活排水処理主体

生活排水処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
下水道	し尿及び生活雑排水	東洋町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	各所有者
単独処理浄化槽	し尿	各所有者
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	芸東衛生組合

第5節 生活排水処理基本計画

東洋町における非水洗化人口、水洗化人口（単独処理浄化槽人口、合併処理浄化槽人口）を予測したものを表3-5-1に示す。表3-5-1には、予測結果による水洗化率、合併処理率を併せて示す。また、各処理人口のうち計画収集人口の推移と水洗化率、合併処理率の推移を図3-5-1に示す。

人口予測の結果、合併処理人口（下水道人口＋合併処理浄化槽）及び単独処理浄化槽人口を併せた水洗化人口は、計画目標年次である平成40年度には1,627人となる。計画目標年次における水洗化率は83.9%と、平成24年度の62.1%より大きく増加すると予測されている。

また、合併処理率についても、77.6%と平成24年度の54.1%より大きく増加するが、これは合併処理浄化槽の普及数が急速に増加するのではなく、現在と同程度の増加量が継続するが、総人口が減少傾向をたどると予測されているため、結果的に合併処理率が増加するものである。また、単独処理浄化槽人口については、現状ですでに極小数であるが、これらの廃止時期については予測が困難であるため、計画目標年次までは予測当時（平成18年度）の水準で推移すると予測されている。いずれは合併処理浄化槽への転換が進行することが期待される。

表 3-5-1 東洋町の各処理人口予測結果集計及び水洗化率、合併処理率（平成 25 年度～平成 40 年度）

年度	総人口 (人)	非水洗化人口(人)			水洗化人口(人)				水洗化率	合併 処理率
		計画収集 人口	自家処理 人口	小計	下水道	浄化槽		小計		
						合併	単独			
平成 25 年度	2,888	2,888	1,032	21	1,218	405	212	1,835	63.5%	56.2%
平成 26 年度	2,812	2,812	930	20	1,237	419	206	1,862	66.2%	58.9%
平成 27 年度	2,739	2,739	830	19	1,257	433	200	1,890	69.0%	61.7%
平成 28 年度	2,667	2,667	759	18	1,268	428	194	1,890	70.9%	63.6%
平成 29 年度	2,597	2,597	691	17	1,279	422	188	1,889	72.7%	65.5%
平成 30 年度	2,529	2,529	623	16	1,291	417	182	1,890	74.7%	67.5%
平成 31 年度	2,462	2,462	557	16	1,302	411	176	1,889	76.7%	69.6%
平成 32 年度	2,398	2,398	493	15	1,314	406	170	1,890	78.8%	71.7%
平成 33 年度	2,335	2,335	473	14	1,285	399	164	1,848	79.1%	72.1%
平成 34 年度	2,274	2,274	454	14	1,257	391	158	1,806	79.4%	72.5%
平成 35 年度	2,214	2,214	438	13	1,228	383	152	1,763	79.6%	72.8%
平成 36 年度	2,156	2,156	423	12	1,199	376	146	1,721	79.8%	73.1%
平成 37 年度	2,100	2,100	409	12	1,171	368	140	1,679	80.0%	73.3%
平成 38 年度	2,045	2,045	373	11	1,167	360	134	1,661	81.2%	74.7%
平成 39 年度	1,991	1,991	336	11	1,164	352	128	1,644	82.6%	76.1%
平成 40 年度	1,939	1,939	302	10	1,161	344	122	1,627	83.9%	77.6%

(計画目標年次：平成 40 年度)

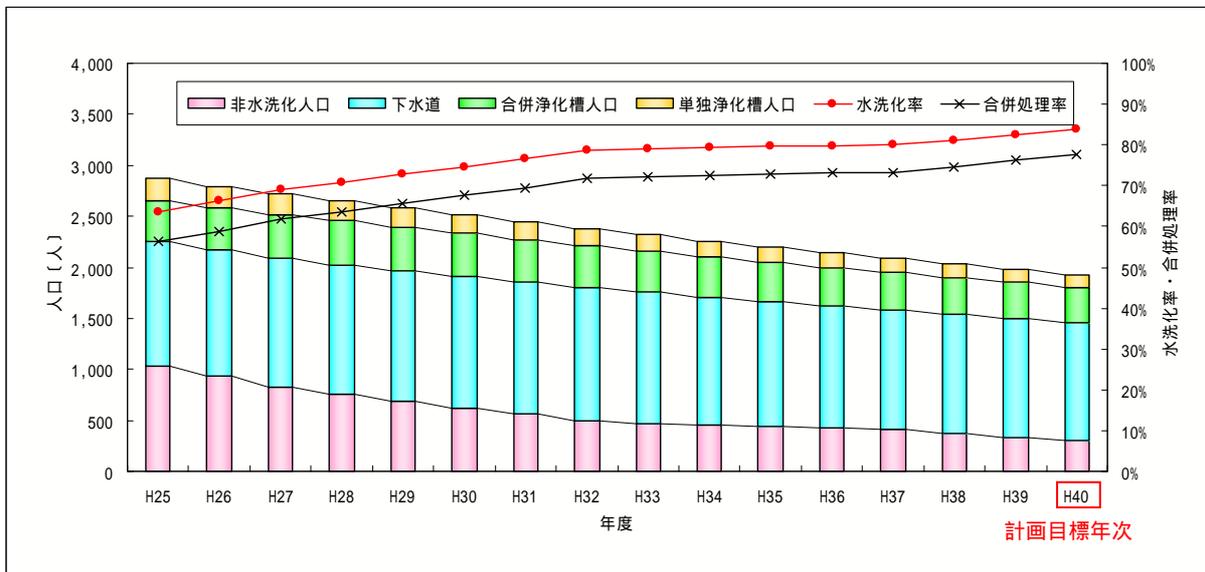


図 3-5-1 東洋町の各処理人口予測結果集計（計画収集人口）及び水洗化率、合併処理率
（平成 25 年度～平成 40 年度）

第6節 施設及びその整備計画の概要

1. 下水道

東洋町の下水道は、甲浦地区の特定環境保全公共下水道が整備されている。

東洋町における下水道整備計画として、平成22年度に策定した「生活排水処理構想東洋町構想」による下水道整備構想を表3-6-1に示す。これによると、平成22年度現在の整備区域55haを平成32年度には61ha（全区域）に拡大する構想であり、平成42年度には接続率100%を目指す。

表3-6-1 東洋町における下水道整備構想

年 度	面 積 (ha)	行政区域内人口 (人)	処理人口 (人)
平成21年度	55.0	1,726	1,141
平成27年度	55.0	1,485	1,100
平成32年度	61.0	1,316	1,150
平成42年度	61.0	1,156	1,025
最終年次	61.0	1,010	1,010

資料：「平成22年度 高知県生活排水処理構想東洋町構想（東洋町）」

2. 合併処理浄化槽

東洋町における合併処理浄化槽の整備計画を表3-6-2に示す。

合併処理浄化槽の整備計画は、現在まで「浄化槽設置整備事業」として実施している。

現在の整備計画は、平成27年度までの計画であるが、現行の制度が継続するものとして、平成27年度以降についても、新たに整備計画を策定し、従来どおり合併処理浄化槽の設置を推進していく予定である。

表3-6-2 東洋町の浄化槽設置整備事業の概要

整備計画年次	平成23年度～平成27年度
全体整備計画人口(人)	410

「浄化槽設置整備事業」及び「循環型社会形成推進地域計画」による。

整備計画年次は、浄化槽設置整備事業を最初に開始した年次から起算し、最新の浄化槽設置整備事業の終了年次までを記載した。

2. その他の処理施設

1) 農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設

東洋町では、「生活排水処理構想東洋町構想」において集合処理として、生見地区における漁業集落排水処理施設、野根地区における農業集落排水処理施設の構想が示されているが、事業化については、整備計画時における処理人口や町の財政状況等の社会的状況を十分に考慮し、個別処理との比較を行った上で、最適な処理施設整備を実施する。

表3-6-3 東洋町における集落排水処理施設構想

年 度	生見処理区（漁業集落排水処理）			野根地区（農業集落排水処理施設）		
	面 積 (ha)	行政区域内人口 (人)	処理人口 (人)	面 積 (ha)	行政区域内人口 (人)	処理人口 (人)
平成42年度	8.8	87	87	-	-	-
最終年次	8.8	87	87	32.8	500	500

資料：「平成22年度 高知県生活排水処理構想東洋町構想（東洋町）」

第7節 生活排水排出抑制及び再資源化計画

日常生活において、炊事、洗濯、入浴、し尿などにより生活排水は発生する。個別の住宅等からの排水量は少なくとも、地域全体で考えると、相当量の排水が周辺環境に排出されることになる。

生活排水による周辺環境への汚濁負荷を低減させるためには、生活排水処理施設の設置により排出する水質を向上させるとともに、排出者である個人ができるだけ排出量を抑制する努力が求められるが、この排出抑制は地域全体で取り組む必要があり、生活排水に係わる行政、住民、事業者が目的意識を持って取り組む必要がある。

本節では、生活排水の排出抑制における行政、住民、事業者がとるべき方策について、また、生活排水処理に係る再資源化について述べる。

1)行政における方策

行政における排出抑制については、住民や事業者等に対する普及啓発活動が挙げられる。

生活排水処理及び排出先となる公共用水域の保全に関し、生活排水の排出者である住民や事業者の理解と関心を得るため、PR用資材（ポスター、パンフレット）による普及啓発活動に努める。

2)住民における方策

住民における方策としては、日常生活での使用水量の低減と汚濁負荷の低減が挙げられる。

- ・排水口へのストレーナやネットの設置による固形物の排出防止
- ・油など汚濁負荷の高いものは拭き取るようにし、できるだけ流さない。
- ・トイレで使用する水量を減らす。
- ・風呂水を洗濯等に再利用する。

などが挙げられる。

また、生活排水処理を適正に行うため、し尿以外の生活雑排水を処理していないくみ取り便槽や単独処理浄化槽においては、合併処理浄化槽に切り替えるよう努める。尚、浄化槽については、定期的な清掃や法定検査を適正に行い、浄化槽の機能を維持することが重要である。

3)事業者における方策

事業者における方策は、住民における方策と同様に、事業所における使用水量及び排水の汚濁負荷の低減を図ることである。特に排水量が多い事業所については、事業活動における排水量の低減のため、汚水が発生する過程の見直しや処理施設の適正な維持管理に努めなければならない。

また、公共施設など一般利用客の利用が多い施設については、施設側における排出抑制のほか、利用客に対しても理解と協力を促す必要がある。

4) その他民間活用による方策

現在の生活排水処理については、民間資本活用型社会資本整備（PFI）があり、集落排水処理施設やコミュニティプラントの設置及び維持管理に民間資本を活用するものである。

合併処理浄化槽の設置についても、PFIの導入は検討されている事例があり、主な効果として、

浄化槽の設置・保守点検・清掃等の業務の一元化による市町村のコスト縮減
浄化槽の面的整備の促進による水質改善
民間事業者の資金・専門的知識を活用することによる地元企業・地域経済の活性化

が挙げられている。

5) 生活排水処理に係る再資源化について

生活排水処理に係る再資源化については、し尿及び浄化槽汚泥の処理施設において行われている例がある。

処理施設における再資源化物としては、処理後に発生する汚泥が挙げられ、一般的には堆肥化が多く行われている。

また、近年では、リン資源を枯渇から回避するため、リンの回収をし尿及び浄化槽汚泥の処理施設で行う技術も確立されている。

第8節 し尿・汚泥の処理計画

1. 収集・運搬計画

1-1 収集人口予測

東洋町のし尿・浄化槽汚泥収集人口予測を表3-8-1に示す。

し尿収集人口は、処理人口予測のうち、非水洗化人口の計画収集人口と同一である。尚、自家処理人口はこれに含まれない。

一方、浄化槽汚泥収集人口は水洗化人口のうち、下水道人口を除いたものである。計画目標年次におけるし尿収集人口は1,939人、浄化槽汚泥収集人口は、合併処理浄化槽が344人、単独処理浄化槽が122人と予測されている。

表3-8-1 東洋町の収集人口 予測（平成25年度～平成40年度 芸東衛生組合による）

単位：人

年度	し尿 (人)	浄化槽汚泥		
		合併	単独	
予 測	平成25年度	2,888	405	212
	平成26年度	2,812	419	206
	平成27年度	2,739	433	200
	平成28年度	2,667	428	194
	平成29年度	2,597	422	188
	平成30年度	2,529	417	182
	平成31年度	2,462	411	176
	平成32年度	2,398	406	170
	平成33年度	2,335	399	164
	平成34年度	2,274	391	158
	平成35年度	2,214	383	152
	平成36年度	2,156	376	146
	平成37年度	2,100	368	140
	平成38年度	2,045	360	134
	平成39年度	1,991	352	128
	平成40年度	1,939	344	122

自家処理人口を除く。

(計画目標年次：平成40年度)

1-2 収集量予測

収集原単位予測及び補正を加えた収集人口予測結果より算出した年度別収集量の予測結果を表3-8-2及び図3-8-1に示す。

し尿収集量は、収集原単位は平成24年度水準で推移するが、非水洗化人口が減少傾向をたどると予測されたことから、減少傾向をたどると予測されている。一方、浄化槽汚泥収集量は、収集原単位、浄化槽人口が増加する平成27年度までは増加傾向になるが、それ以降は浄化槽人口が減少することにより減少傾向に転じる。

この結果全収集量は減少傾向をたどり、計画目標年次である平成40年度的全収集量は587KLと予測されている。

表 3-8-2 東洋町におけるし尿及び浄化槽汚泥収集量予測結果
(平成 25 年度～平成 40 年度)

単位：kL

年 度	し尿	浄化槽汚泥		全収集量
		合併	単独	
予 平成 25 年度	881	411	337	1,292
平成 26 年度	794	421	349	1,215
平成 27 年度	709	430	360	1,139
平成 28 年度	648	424	356	1,072
平成 29 年度	590	417	351	1,007
平成 30 年度	532	411	347	943
平成 31 年度	476	404	342	880
平成 32 年度	421	398	338	819
平成 33 年度	404	389	332	793
測 平成 34 年度	388	380	325	768
平成 35 年度	374	372	319	746
平成 36 年度	361	364	313	725
平成 37 年度	349	355	306	704
平成 38 年度	319	347	300	666
平成 39 年度	287	338	293	625
平成 40 年度	258	329	286	587

自家処理量を除く。
(計画目標年次：平成 40 年度)

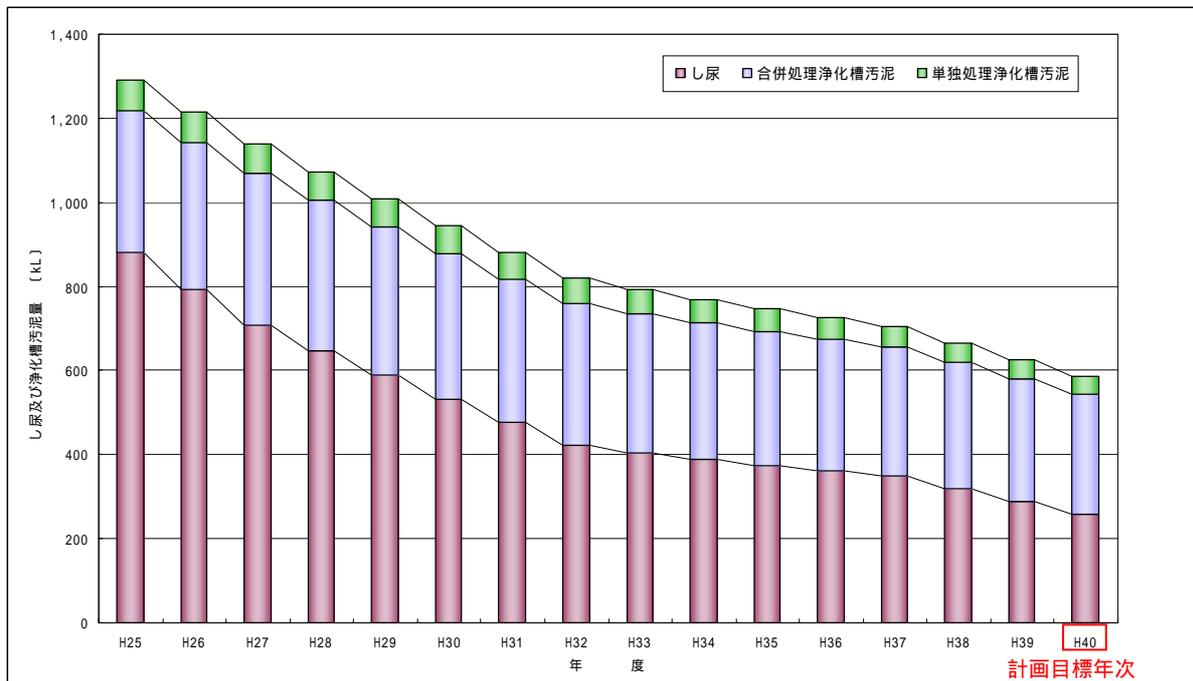


図 3-8-1 東洋町におけるし尿及び浄化槽汚泥収集量予測結果
(平成 25 年度～平成 40 年度)

2. 中間処理計画

収集したし尿及び浄化槽汚泥は処理施設で浄化する。また、処理の過程では、固液分離により生じたし渣や汚泥等があり、これらも処理することになる。これら中間処理に関する計画について、以下に述べる。

2-1 し尿及び浄化槽汚泥処理

東洋町のし尿及び浄化槽汚泥は、現在東洋町にある相間衛生センターで処理されている。相間衛生センターは室戸清浄園と並び芸東衛生組合が所有するし尿処理施設で、昭和 51 年 10 月より稼働を開始し、東洋町と一部室戸市のし尿及び浄化槽汚泥の処理を行っているが、稼働開始から 37 年が経過し、躯体や大型機器の老朽化が目立つようになったため、芸東衛生組合では、2 つのし尿処理施設を室戸清浄園に統合する計画である。

統合後の相間衛生センターについては、収集運搬拠点や災害時の一次貯留施設とするなどの検討を行っている。

2-2 焼却処理

相間衛生センターでは、処理工程で生じた夾雑物(し渣)汚泥を場内で焼却している。従って、汚泥の堆肥化など、再利用については行っていない。

芸東衛生組合における施設統合後は、室戸清浄園で焼却処理を継続する予定であり、汚泥堆肥化は計画されていない。

3) 溶融処理

焼却処理で生じた焼却灰は、平成 17 年 12 月より稼働を開始した安芸広域メルトセンターにおいて他の市町村の一般廃棄物とともに溶融処理を行っている。溶融処理では、溶融スラグと飛灰が生成されるが、溶融スラグは土木資材等に利用され、飛灰は重金属類を回収する業者に委託処理を行っている。

芸東衛生組合においては、当面はし尿処理施設から排出される焼却灰は溶融処理を継続する計画であるが、何らかの理由により、溶融処理が不可能になった場合は、焼却灰は委託により適正に処理・処分を行う計画とされている。

3. 最終処分計画

最終処分に関しては、今後も安芸広域メルトセンターでの溶融処理が継続されると考えられるため、芸東衛生組合のし尿処理施設で発生する焼却残渣についても溶融処理を行い、溶融生成物(溶融スラグ、メタル)は資源化物と利用されることから、生活排水処理に関する最終処分ないこととされる。

この溶融処理が何らかの理由により不可能になった場合には、委託処分を計画する。

第9節 その他の施策

1. 住民に対する広報・啓発活動

住民に対する広報及び啓発活動としては、合併処理浄化槽設置の推進を行っているため、設置費用の補助制度（「浄化槽設置整備事業」等）を条例化し、周知と利用を町広報にて行っている。

地域住民に対する積極的な広報・啓発活動としては、広報による浄化槽設置のための助成制度についての周知と公募が挙げられる。また、環境省・国などの普及・啓発ツールを使用し、教育機関における環境学習において利用することも働きかけていく。

2. 地域に関する諸計画との関係

「東洋町総合計画」において、公共下水道事業は、甲浦地区及びその周辺の自然環境と生活環境の改善を目指して実施されているが、この事業を最大限活用するには、地域住民でこれらの趣旨を深く理解し、水洗化率の向上とこれに伴う料金収入の増額により健全な会計状態を保つことが大切であるとしている。

また、公共下水道事業及び浄化槽設置整備事業、EMを活用し、し尿等の減量化に取り組むほか、し尿処理施設や公共下水道処理施設の消臭対策にEM活性液等を投入することにより、施設周辺の環境整備に努めるとしている。

本計画は、上位計画である「東洋町総合計画」の趣旨を踏まえ、具体的な目標値を掲げることにより、生活排水処理の適正化とそれによる自然環境及び生活環境の保全を目指すものである。

第4章 災害廃棄物の処理

東洋町は主要な生活圏が海岸地域に面していることから、南海地震により発生する津波による人的、物的被害が想定されている。現在、東洋町では地域防災計画を策定し、災害時における対応方法を定める計画である。

また、災害時の一般廃棄物処理の指針として、国では「災害廃棄物対策指針（平成26年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」が、県では「高知県災害廃棄物処理計画（基本計画）（平成25年11月）」を策定している。

東洋町では、最新の知見や上位の指針をもとに、災害が発生した場合の円滑な組織運営と早期の復旧が可能な体制を整備する。

第5章 まとめ

本計画では、東洋町における一般廃棄物（ごみ、生活排水）における現状を把握し、国及び高知県における計画に沿った将来計画を策定した。計画においては、現状における課題の克服と将来の目標について、以下のような内容を掲げ、これらの実現に向けて計画を推進することとする。

1. 環境負荷、ごみ処理費用の低減

現在行われている安芸広域メルトセンターにおける溶融処理については、助燃材等の使用により、温室効果ガスの排出量が多い。また、投入エネルギー量に比して回収されるエネルギー量が少ない。

また、維持管理費用についても芸東衛生組合での処理と併せ、町への負担が大きいものとなっている。

将来的に現在の溶融処理を維持していくため、これらの低減について安芸広域市町村圏事務組合での検討を行う。

2. ごみ量の削減と分別収集の推進

東洋町の家庭系ごみは減少傾向にあり、今後もこの傾向が維持されていくと予測されるが、国の掲げる削減目標を満足すべく、ごみ排出抑制、再生利用の推進について、家庭系ごみと事業系ごみの明確化とそれぞれに適した削減方法の検討、環境教育や自然環境保全活動を通じて普及啓発を行う。

また、現在資源化については、安芸広域メルトセンターにおける溶融スラグ、メタルを含めると約 28%という高い資源化率を上げている。これは住民をはじめとする排出者の協力によるところが大きい。一方では、一般ごみに缶類、びん類が混入する事例が見られる。今後は、広域処理施設である安芸広域メルトセンター、芸東衛生組合佐喜浜リサイクルセンター及びペットボトル処理施設での適正処理に協力するとともに、住民、事業者に対しては、現在の資源化率の維持及び収集区分の徹底への協力要請を行っていく。

3. 公共下水道事業及び合併処理浄化槽設置の推進

地域の多くを山林が占めるとともに生活圏が沿岸部に点在している東洋町の生活排水処理施設は、甲浦地区において、平成 13 年度から特定環境保全公共下水道の供用を開始しているが、下水道接続率の向上による自然環境及び生活環境保全、並びに下水道事業の健全化を目指す。

町の甲浦地区以外の区域では、主に合併処理浄化槽の設置を推進していく。町では、現在までに 6 割を超える水洗化率を達成しているが、完全水洗化を目指して住民への合併処理浄化槽に対する理解と助成制度に対し、一層の普及啓発を行い、新築住宅のみならず、既存の汲み取り便槽及び単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽への転換を促進する。また、生活排水処理構想で掲げられている生見、野根の集落排水処理施設についても、整備時期における社会情勢、町の財政状況を考慮し、適正な生活排水処理施設を検討する。

5. 災害廃棄物処理に対する具体的計画の充実

南海トラフ巨大地震をはじめとする災害発生時には、通常的生活ごみ等以外に建物の倒壊によるがれき類等の大量発生、便槽や浄化槽の破損といった事態が想定される。

これらの処理については、関係各機関及び民間企業への協力が必要となるが、東洋町においては、被害状況の把握、仮置き場所の確保、仮設トイレやし尿の貯留体制の確保、収集運搬体制の確立などを行わなければならない。

実際の災害発生時には、これらの事態に柔軟に対応できるよう、本計画及び現在策定中の地域防災計画を基盤とした具体的な災害時の計画を検討する。